

三田市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。) 		第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。) 	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の9及び第30号の10において「新築」という。) 55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の9及び第30号の10において「増改築」という。) 72,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル	126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル	新築 126,000円を計画に係る住宅の数で

以内のもの	
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<u>203,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	<u>411,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	<u>720,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	<u>1,224,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	<u>2,260,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	<u>3,216,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

以内のもの		除して得た額
	増改築	168,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>203,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	269,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>411,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	542,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>720,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	955,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>1,224,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	1,628,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>2,260,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	3,008,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>3,216,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

トル以内のもの	
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	<u>3,961,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	<u>16,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	<u>28,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<u>47,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

トル以内のもの		<u>で除して得た額</u>
	増改築	<u>4,284,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	<u>3,961,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>5,270,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額				
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	<table border="1"> <tr> <td>新築</td> <td><u>16,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u></td> </tr> <tr> <td>増改築</td> <td><u>21,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u></td> </tr> </table>	新築	<u>16,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>	増改築	<u>21,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
新築	<u>16,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>				
増改築	<u>21,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>				
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	<table border="1"> <tr> <td>新築</td> <td><u>28,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u></td> </tr> <tr> <td>増改築</td> <td><u>37,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u></td> </tr> </table>	新築	<u>28,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>	増改築	<u>37,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
新築	<u>28,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>				
増改築	<u>37,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>				
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<table border="1"> <tr> <td>新築</td> <td><u>47,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u></td> </tr> <tr> <td>増改築</td> <td><u>61,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u></td> </tr> </table>	新築	<u>47,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>	増改築	<u>61,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
新築	<u>47,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>				
増改築	<u>61,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>				

対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	<u>90,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	<u>133,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	<u>193,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	<u>326,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	<u>405,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	<u>485,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>90,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>114,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>133,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>171,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>193,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>251,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>326,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>425,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>405,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>530,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	<u>485,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>627,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の4 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	<u>9,100 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	<u>17,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<u>30,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	<u>55,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	<u>86,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 5,000	<u>135,000 円を計画に係る住宅の数で除</u>

備考 省略

(30)の4 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	<u>9,100 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>11,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	<u>17,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>21,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>30,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>38,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>55,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>67,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>86,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>109,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 5,000	新築	<u>135,000 円を計画</u>

平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	<u>して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	<u>221,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	<u>265,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	<u>310,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の5 省略

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。)

区分	手数料の額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	<u>9,100 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		<u>に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>173,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>221,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>285,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>265,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>343,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	<u>310,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>393,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の5 省略

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。)

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	<u>9,100 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	<u>17,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<u>30,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	<u>55,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	<u>86,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	<u>135,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

	増改築	11,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	17,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	30,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	38,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	55,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	67,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	86,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	109,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	135,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	173,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	<u>221,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	<u>265,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	<u>310,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の7～(30)の8 省略

(30)の9 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内の	<u>38,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>221,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>285,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>265,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>343,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	<u>310,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>393,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の7～(30)の8 省略

(30)の9 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内の	新築	<u>38,000 円を計画の変更に係る住宅の</u>

もの	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	<u>98,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<u>156,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	<u>320,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	<u>587,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積	<u>1,031,000 円を計画の変更に係る住宅</u>

もの		数で除して得た額
	増改築	<u>51,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	<u>98,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>131,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>156,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>208,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>320,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>428,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>587,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>784,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積	新築	<u>1,031,000 円を計</u>

積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	<u>の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	<u>1,934,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	<u>2,811,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	<u>3,477,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の 10 計画の変更の認定の申請が法第 6 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第 8 条第 1 項又は法第 9 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合

積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		<u>画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>1,377,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>1,934,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>2,583,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>2,811,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>3,754,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	<u>3,477,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>4,644,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の 10 計画の変更の認定の申請が法第 6 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第 8 条第 1 項又は法第 9 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。)

を除く。) 第 30 号の 6 に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	<u>7,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	<u>12,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<u>17,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	<u>35,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	<u>47,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	<u>58,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

第 30 号の 6 に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	<u>7,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>9,300 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	<u>12,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>16,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>17,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>23,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>35,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>47,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>47,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>62,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	<u>58,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	<u>105,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	<u>140,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	<u>175,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の 11～(30)の 19 省略

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	増改築	<u>78,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	新築	<u>105,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	増改築	<u>140,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	新築	<u>140,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	増改築	<u>187,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	新築	<u>175,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	増改築	<u>234,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

備考 省略

(30)の 11～(30)の 19 省略

(30)の 20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	事務の区分				金額	
建築物エネルギー	法第 29 条第 1	市長が定める	法第 11 条第 1	住戸の数が一	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	6,900 円
					床面積の合計が 200 平方	7,400 円

<u>ギ一</u> <u>消費</u> <u>性能</u> <u>向上</u> <u>計画</u> <u>認定</u> <u>申請</u> <u>手数料</u>	<u>項の</u> <u>規定</u> <u>に基づく</u> <u>建築物</u> <u>エネルギー</u> <u>消費性能</u> <u>向上計画</u> <u>(以下この</u> <u>号に</u> <u>おいて「性</u> <u>能向上計</u> <u>画」と</u> <u>いう。)</u> <u>の認定</u> <u>申請に</u> <u>対する</u> <u>審査</u>	<u>機関</u> <u>により</u> <u>作成</u> <u>された</u> <u>建築法</u> <u>第30条</u> <u>第1項</u> <u>第1号</u> <u>に規定</u> <u>する建</u> <u>築物</u> <u>のエ</u> <u>ネル</u> <u>ギー</u> <u>消費</u> <u>性能</u> <u>の向</u> <u>上の</u> <u>一層</u> <u>の促</u> <u>進の</u> <u>ため</u> <u>に誘</u> <u>導す</u> <u>べき</u> <u>経済</u> <u>産業</u> <u>省</u> <u>令・</u> <u>国土</u> <u>交通</u> <u>省令</u> <u>で定</u>	<u>項に</u> <u>規定</u> <u>する</u> <u>住宅</u> <u>部分</u> <u>(以下</u> <u>この</u> <u>号に</u> <u>お</u> <u>いて「住</u> <u>宅部</u> <u>分」と</u> <u>いう。)</u> <u>のみ</u> <u>を有</u> <u>する</u> <u>建築</u> <u>物(以</u> <u>下この</u> <u>号に</u> <u>お</u> <u>いて</u> <u>「住</u> <u>宅建</u> <u>築物</u> <u>とい</u> <u>う。)</u> <u>に係</u> <u>る性</u> <u>能向</u> <u>上計</u> <u>画で</u> <u>ある</u> <u>場合</u>	<u>の住</u> <u>宅(以</u> <u>下こ</u> <u>の号</u> <u>にお</u> <u>いて</u> <u>「一</u> <u>戸建</u> <u>ての</u> <u>住宅</u> <u>とい</u> <u>う。)</u> <u>の場</u> <u>合</u> <u>共同</u> <u>住宅、</u> <u>長屋</u> <u>その</u> <u>他の</u> <u>一戸</u> <u>建て</u> <u>の住</u> <u>宅以</u> <u>外の</u> <u>住宅</u> <u>(以下</u> <u>この</u> <u>号に</u> <u>お</u> <u>いて「共</u> <u>同住</u> <u>宅等</u> <u>とい</u> <u>う。)</u> <u>の場</u> <u>合</u>	<u>メートル以上のもの</u>	
					<u>床面積の合計が 300 平方</u> <u>メートル未満のもの</u>	<u>12,000 円</u>
					<u>床面積の合計が 300 平方</u> <u>メートル以上 2,000 平方</u> <u>メートル未満のもの</u>	<u>28,000 円</u>
					<u>床面積の合計が 2,000 平</u> <u>方メートル以上 5,000 平</u> <u>方メートル未満のもの</u>	<u>66,000 円</u>
					<u>床面積の合計が 5,000 平</u> <u>方メートル以上 10,000 平</u> <u>方メートル未満のもの</u>	<u>103,000 円</u>
					<u>床面積の合計が 10,000 平</u> <u>方メートル以上 25,000 平</u> <u>方メートル未満のもの</u>	<u>165,000 円</u>
					<u>床面積の合計が 25,000 平</u> <u>方メートル以上 50,000 平</u> <u>方メートル未満のもの</u>	<u>234,000 円</u>
					<u>床面積の合計が 50,000 平</u> <u>方メートル以上のもの</u>	<u>368,000 円</u>

<p>める 基 準 に 適 合 す る 性 能 向 上 計 画 で あ る と 認 め る 旨 の 書 類 又 は 市 長 が 定 め る 書 類 が 添 付 さ れ て い る 場 合</p>	<p>法 第 11 条 第 1 項 に 規 定 す る 非 住 宅 部 分(以 下 こ の 号 にお いて 「非 住 宅 部 分 とい う。) の み を 有 す る 建 築 物(以 下 こ の 号 にお いて 「非 住 宅 建 築 物」と い う。) 又 は 住 宅 部 分</p>	住 宅 部 分	床面積の合計が 300 平方 メートル未満のもの	12,000 円
		床面積の合計が 300 平方 メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	28,000 円	
		床面積の合計が 2,000 平 方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	66,000 円	
		床面積の合計が 5,000 平 方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	103,000 円	
		床面積の合計が 10,000 平 方メートル以上 25,000 平 方メートル未満のもの	165,000 円	
		床面積の合計が 25,000 平 方メートル以上 50,000 平 方メートル未満のもの	234,000 円	
		床面積の合計が 50,000 平 方メートル以上のもの	368,000 円	
		非 住 宅 部 分	床面積の合計が 300 平方 メートル未満のもの	12,000 円
		床面積の合計が 300 平方 メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	35,000 円	
		床面積の合計が 2,000 平 方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	103,000 円	
		床面積の合計が 5,000 平 方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	151,000 円	
		床面積の合計が 10,000 平 方メートル以上 25,000 平 方メートル未満のもの	198,000 円	
		床面積の合計が 25,000 平 方メートル以上 50,000 平 方メートル未満のもの	239,000 円	

		と非住宅部分を有する建築物(以下この号において「複合建築物」という。)に係る性能向上計画である場合		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円
	その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	37,000 円
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの				42,000 円	
共同住宅等の場合			床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	74,000 円	
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	126,000 円	
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	222,000 円	

					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	604,000 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000 円
			非住宅建築物又は複合建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	74,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	126,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	222,000 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	604,000 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000 円
					非住宅部分	建築物エネルギー消費性能
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	158,000 円		

					基準を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号(以下この号において「省令」という。))第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	方メートル未満のもの	
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円

						床面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未 満のもの	388,000 円
						床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	563,000 円
						床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	689,000 円
						床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	823,000 円
						床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平方メートル未 満のもの	935,000 円
						床面積の合計が 50,000 平方メー トル以上のもの	1,187,000 円
建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画	法第 31 条第 1 項の規定に基づく性能向上計画の変更の認 定の申請に対する審査						性 能 向 上 計 画 に 係 る 住 宅 建 築 物、非住 宅 建 築 物 又 は 複 合 建 築 物 の 変 更 し よ

変更 認定 申請 手数料						うとする 部分の床 面積に応 じ、建築物 エネルギー 消費 性能向上 計画認定 申請手数料 の部に 定める金 額に相当 する額
建築物エ ネルギー 消費 性能 基準 適合 認定 申請 手数料	法第 36条 第1 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 に適 合し てい る旨 の認 定の 申請 (以下 この	市長 が定 める 機関 によ り作 成さ れた 法第 2条 第3 号に 規定 する 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 に適 合す	住宅 建築 物に 係る 基準 適合 認定 申請 であ る場 合	一戸 建て の住 宅の 場合 共同 住宅 等の 場合	床面積の合計が 200 平方 メートル未満のもの	6,900 円
					床面積の合計が 200 平方 メートル以上のもの	7,400 円
					床面積の合計が 300 平方 メートル未満のもの	12,000 円
					床面積の合計が 300 平方 メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	28,000 円
					床面積の合計が 2,000 平 方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	66,000 円
					床面積の合計が 5,000 平 方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	103,000 円
					床面積の合計が 10,000 平 方メートル以上 25,000 平 方メートル未満のもの	165,000 円
					床面積の合計が 25,000 平 方メートル以上 50,000 平 方メートル未満のもの	234,000 円
					床面積の合計が 50,000 平	368,000 円

号に おい て「基 準適 合認 定申 請」と い う。） に 対 する 審査	る建 築物 であ ると 認め る旨 の書 類又 は市 長が 定め る書 類が 添付 され てい る場 合	非住 宅建 築物 又は 複合 建築 物に 係る 基準 適合 認定 申請 であ る場 合	住 宅 部 分	方メートル以上のもの			
				床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円		
				床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円		
				床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,000 円		
				床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	103,000 円		
				床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円		
				床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円		
				床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円		
		非住 宅部 分				床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円
						床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
						床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円
						床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円
						床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円
						床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル以上のもの	239,000 円

					<u>方メートル未満のもの</u>			
					<u>床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>352,000 円</u>		
		<u>その 他の 場合</u>	<u>住宅 建築 物に 係る 基準 適合 認定 申請 であ る場 合</u>	<u>一戸 建て の住 宅の 場合</u>	<u>省令 第1条 第1項 第2号 イ(2) 及び ロ(2) に規 定す る基 準(以 下こ の号 にお いて 「仕 様基 準」と いう。)に よる 場合</u>	<u>床面積の合計が 200 平方メー トル未 満のもの</u>	<u>20,000 円</u>	
						<u>床面積の合計が 200 平方メー トル以 上のもの</u>	<u>22,000 円</u>	
						<u>そ の 他 の 場 合</u>	<u>床面積の合計が 200 平方メー トル未 満のもの</u>	<u>37,000 円</u>
					<u>床面積の合計が 200 平方メー トル以 上のもの</u>		<u>42,000 円</u>	
						<u>共 同 住 宅 等 の 場 合</u>	<u>全 住 戸 が 仕 様 基 準</u>	<u>床面積の合計が 300 平方メー トル未 満のもの</u>
					<u>床面積の合計が</u>	<u>66,000 円</u>		

					に よ る 場 合	300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未満 のもの	
						床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	126,000 円
						床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	181,000 円
						床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	328,000 円
						床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平方メートル未 満のもの	533,000 円
						床面積の合計が 50,000 平方メー トル以上のもの	940,000 円
					そ の 他 の 場 合	床面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの	74,000 円
						床面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未満 のもの	126,000 円
						床面積の合計が	222,000 円

					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000 円	
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	604,000 円	
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000 円	
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000 円	
			非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合認定申請である場	住宅部分	全住戸が仕様に よる場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	37,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,000 円	
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	126,000 円	
					床面積の合計が	181,000 円	

			合		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	328,000 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	533,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	940,000 円
				その 他の 場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	74,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	126,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	222,000 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000 円
					床面積の合計が	604,000 円

					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000 円
				非住宅部分 省令第1条第1項第1号ロに規定される基準による場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	93,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	158,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	264,000 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	339,000 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	415,000 円
					床面積の合計が	482,000 円

					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	644,000 円
				その 他の 場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	238,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	563,000 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	689,000 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	823,000 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	935,000 円
					床面積の合計が	1,187,000

						50,000 平方メートル以上のもの	円
--	--	--	--	--	--	--------------------	---

備考

性能向上計画の認定の申請に法第 30 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第 62 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 性能向上計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第 63 号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 性能向上計画に建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第 64 号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

以下省略

以下省略